

酒匂川流域下水道の維持管理について

(令和3年度～令和5年度)

幹事会検討結果報告書

令和3年3月10日

酒匂川流域下水道事業連絡協議会

幹事会

酒匂川流域下水道事業連絡協議会幹事会
「酒匂川流域下水道の維持管理について」検討結果報告

酒匂川流域下水道は、酒匂川の水質保全と周辺地域の生活環境の改善を図るため、昭和 48 年に事業着手し、昭和 57 年から左岸処理場で、平成 9 年から右岸処理場で供用を開始いたしました。

今後とも、さらなる効率的な運営の実現に向けて、これまで以上に、県及び関連市町が協力し、取り組んでいく必要があると思われます。

このような状況の中、令和 3 年度から 5 年度までにおける維持管理に関する費用負担等については、経営専門分科会における検討結果を踏まえ、当幹事会において検討をいたしましたので、その結果をここに報告いたします。

令和 3 年 3 月 10 日

酒匂川流域下水道事業連絡協議会 殿

酒匂川流域下水道事業連絡協議会幹事会

議 長 大井町生活環境課長

橋 本 仁

目 次

1	維持管理費負担の基本的な考え方	1
2	酒匂川流域下水道維持管理費の構成内容	2
3	維持管理費の負担区分	3
4	関連市町間の費用負担方法等	7

1 維持管理費負担の基本的な考え方

(1) 対象期間

維持管理計画の期間は、第1次計画（昭和57年度～59年度）以来現在に至るまで3か年ごとに策定してきた。今後は、維持管理費の試算結果を適切かつ計画的な維持管理に資するための実務上の作業数値と位置付けていくこととし、試算対象期間は、人口や汚水量等の変化、施設整備の段階的实施及び物価の変動等を考慮して、令和3年度から令和5年度までの3か年とする。

(2) 費用負担の基本的な考え方

費用負担の検討にあたっては、次の考え方を基本とする。

ア 維持管理費の費用負担については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担する。

イ 流域下水道の資本費については、令和3年度より、令和2年度以降に行われる流域下水道施設設置及び改築に係る資本費の合計額の30%を市町の維持管理負担金に含める。（箱根小田原幹線を除く。）

資本費とは、減価償却費（長期前受金戻入額を除いた額）、企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く）、企業債取扱諸費及び固定資産の除却・売却・災害による損失等による資産処分時の資産取得価額から処分時までの減価償却累計額及び収益化されていない長期前受金を除いた額とする。

減価償却費から除く長期前受金は、施設設置及び改築に係る国庫補助金、県一般会計繰入金（建設給与費・事務費に対する繰入を含む）及び市町負担金とする。

建設給与費・事務費に係る資本費の負担方法を変更する場合は、県・市町で協議の上で決定するものとする。また、建設費の国・地方負担の割合に変更が生じた場合は、資本費の負担方法の変更について県・市町で協議するものとする。

ウ 「酒匂川流域下水道の維持管理について（平成27年度～平成29年度）」策定時に確定した、第1次維持管理計画期間から第4次維持管理計画期間（以下、「立替期間」）までの負担額4億3千9百26万6千円については、立替期間内に流域関連公共下水道を供用開始していた市町が、立替期間内における各年度の維持管理負担金の負担割合に応じ、平成30年度から負担することとする。

3 維持管理費の負担区分

(1) 業務費の負担区分

ア 下水処理業務費の負担区分

(ア) 直接維持管理費の費用負担

直接維持管理費は、次のとおり私費（利用者）負担、市町公費負担とする。

a 処理場費（水処理費）

(a) 有収水量に係る費用負担

a' 一般排水に係る費用負担

汚水に係る維持管理費については、下水道財政研究委員会の第1次委員会提言以降、私費（利用者）負担の原則が確立され、かつ、実際にも定着してきている。また、これらの費用は、下水道使用によって生ずる費用であることから受益者負担の原則により使用料の対象費用として私費（利用者）負担とする。

b' 特定排水に係る費用負担

下水道に排出される汚水を一般排水と特定排水とに区分する考えは、昭和48年の第3次下水道財政研究委員会において提唱された考え方であり、この考え方は、昭和60年の第5次下水道財政研究委員会の提言にも引き継がれている。

この考え方に基づき特定排水とは、企業活動に伴い工場・事業所等から下水道に排出される汚水のうち、一定量以上の部分をいうものと定義づけることとし、一般排水と同様に受益者負担の原則に基づき、使用料の対象費用として私費（利用者）負担とする。

c' 区域外流入水に係る費用負担

下水道法第9条第1項に規定する供用開始の公示がなされていない区域から、同法第24条第1項に規定する許可を受けて流入する汚水であるため、受益者負担の原則により私費（利用者）負担とする。

(b) 不明水（地下水等）に係る費用負担

不明水（地下水等）とは、処理場における汚水処理量から、下水道使用料の対象となるものとして認定した水量（有収水量）を差し引いたものをいう。

この不明水（地下水等）については、総務省通知における一般会計繰出基準において、整備計画時に見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費については、公費支出が認められているので、整備計画時の地下水量分を私費（利用者）負担とし、これを超える分の不明水（地下水等）を市町公費負担とする。

よって、酒匂川流域下水道の全体計画の地下水量（対有収水量比22.3%）を超える部分については市町公費負担とする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{利用者負担} = \frac{\text{全体計画地下水量 } 32,480 \text{ m}^3/\text{日平均}}{\text{全体計画有収水 } 145,723 \text{ m}^3/\text{日平均}} \times 100 = 22.3\% \\ \text{分比率} \end{array} \right)$$

b 管渠費（流域幹線費）

管渠費は、汚水を処理場へ流下させるための管渠の清掃費、補修費が主な費用である。費用負担については、汚水の種別（有収水量、不明水）による汚水量割合で私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

c ポンプ場費

ポンプ場費は、川匂ポンプ場に係る費用であり、管渠内汚水を流下させる施設であるため、汚水の種別（有収水量、不明水）による汚水量割合で私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

(i) 間接維持管理費の費用負担

間接維持管理費は、次のとおり私費（利用者）負担、市町公費負担及び県負担とする。

a 水質管理費

水質の管理に係る費用は、特定事業場等から公共下水道に排除される下水の水質規制と一連の行為である処理場の水質測定に要する費用、悪質下水による下水道施設の損傷防止のための事務に要する費用等を含んでいる。

これらの事務は、公共用水域の水質を保全するためのものであり、これらの費用はすべて私費（利用者）負担に帰すべきものではないと考えられるため、水質管理に係る費用は私費（利用者）と市町公費によってそれぞれ1/2ずつ負担することが適切と考えられる。しかし

ながら県は下水道法第8条の規定により処理場からの放流水の水質の確保等が義務づけられているため、県と関連市町の共同業務として市町公費負担分（水質管理費の1/2）を市町と県とで1/2（水質管理費の1/4）ずつ負担する。

b 調査研究費 A

(a) 調査研究費

調査研究費は、今後の水処理の水質向上に寄与するものとして市町公費負担とするが、その内容によっては下水道事業全般にわたるものもあるため、市町と県とで1/2ずつ公費負担する。

(b) 放流先等の影響（水質）調査

処理場より処理水を公共用水域に放流した結果の影響調査である。そのため、これらの費用は、私費（利用者）負担に帰すべき費用でないため、市町と県とで1/2ずつ公費負担する。

イ 汚泥処理業務費の負担区分

(7) 直接維持管理費の費用負担

直接維持管理費は、汚泥処理、汚泥処分に要する費用であり、私費（利用者）負担とする。

(i) 間接維持管理費の費用負担

間接維持管理費は、次のとおり私費（利用者）、市町公費負担及び県負担とする。

a 汚泥分析費

汚泥の分析に係る費用は汚泥の処理に伴う費用であり、利用者負担に帰すべきものであるが、有害物質の拡散防止や汚泥の再生利用等の行政施策に帰すべき経費も含まれ、自区内処理の原則から私費（利用者）と市町公費とでそれぞれ1/2ずつ負担する。

b 調査研究費 B

調査研究費 Bは、今後の汚泥の適正処理及び再生利用等に寄与するものとして市町公費負担とするが、その内容によっては下水道事業全般にわたるものもあるため、市町と県とで1/2ずつ公費負担する。

(2) 総係費の負担区分

総係費は、次のとおり、私費（利用者）負担、市町公費負担及び県負担とする。

ア 業務管理費（職員人件費）

酒匂川流域下水道の維持管理における処理場運転等の維持管理、並びに運転管理等の業務を実施するために必要な予算、決算経理、物品購入、水質管理、財産管理等の業務を行うための県職員及び公社職員の人件費である。

費用負担については、汚水の種別（有収水量、不明水）による汚水量割合で私費（利用者）負担、市町公費負担に区別する。

イ 一般管理費（一般管理費・役員報酬）

維持管理を行う上で間接的な事務に要する経費であり、汚水の種別（有収水量、不明水）による汚水量割合で私費（利用者）負担、市町公費負担に区別する。

また、公益財団法人神奈川県下水道公社は「流域下水道維持管理の受託」の他、「下水道技術に関する調査研究」、「下水道知識の普及」等の業務を行い、県及び市町の下水道事業等に協力することを目的としている。このため、下水道公社の適正な運営を図るうえからも下水道公社の常勤役員報酬の1/2を県負担とし、1/2を市町公費負担とする。

ウ 広報費

下水道整備の目的である浸水の防除、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の実現に向け、より円滑な事業の推進に資するための啓発をはかるために実施する広報活動は、公共下水道管理者である市町が一般行政施策として実施するものと考えられるが、その内容によっては、下水道事業全般にわたるものと考えられることから、市町と県とで1/2ずつ公費負担する。

エ 事業対策費

(ア) 処理場所在地負担金

流域下水道の処理場は、各市町の処理場を集約したものと考えられ、地元対応は所在市が対応することになるが、これに係る経費は私費（利用者）負担とする。

(イ) 処理場の上部利用に係る費用

これに係る経費については、私費（利用者）負担とする。

オ 予備費

大地震による被災時の応急復旧即応費、下水処理施設の緊急故障等に伴う復旧費、処理施設運転におけるユーティリティ（電気料、燃料費等）の急騰に伴う予算充当費、及びその他、突発的な事故等、不測の事態への緊急対応費のための積立金として1億6千万円を積立てる。費用負担については、汚水の種別（有収水量、不明水）による汚水量割合で私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

4 関連市町間の費用負担方法等

「維持管理について（令和3年度～5年度）」期間内における関連市町間の維持管理負担金の負担方法については、実績汚水量に基づく割合とする。

県及び関連市町は、令和3～5年度に、不明水に係る原因者負担の方法を検討するとともに、維持管理費に係る一括並びに変動費・固定費それぞれの負担方法についても検討し、決定するものとする。

検討結果により、負担金額が大きく変動する場合は、段階的に変更するなどの措置を適用することも検討する。

また、関連市町間の資本費の負担方法については、建設年度の計画汚水量に基づく比率によることとする。